

令和6年氷川町農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時：令和6年5月10日（金） 午後1時25分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：13名

1番 金川 次男	2番 園田 昇	3番 橋本 淳一
4番 江崎 貴博	5番 入江 清満	6番 木村 和浩
8番 中村 貢	9番 濱田 正澄	10番 宮崎 武士
11番 永田 裕二	12番 稲田 一	13番 井副 陽子
14番 本田 智恵子		

4. 出席農地利用最適化推進委員：11名

1番 稲田 誠	2番 欠	3番 岩村 大祐
4番 緒方 眞二	5番 宇田 義生	6番 松本 荘一
7番 藤田 譲治	8番 野尻 一也	9番 本山 満
10番 木村 高雄	11番 吉田 稔	12番 欠
13番 橋本 隆也		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地使用貸借の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定による買入協議の要請について

議案第22号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第23号 農用地利用集積促進計画書（配分）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

- 坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第5回総会を開催します。
- それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。
- はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。
- 永田会長 <挨拶>
- 永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、8番、中村委員、9番、濱田委員を指名いたします。
- つぎに、報告事項についてです。
- 尾下職員 報告(1)および報告(2)について事務局より説明願います。報告(1)と(2)の説明をまとめて行います。
- 資料1ページの報告(1)については、賃料が設定されてある貸借の合意解約になります。資料2ページの報告(2)については、賃料が無料の貸借の合意解約となります。
- 貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。
- 永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- (質問なし)
- 永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。
- つぎに議案審議です。議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。番号1について事務局より説明願います。
- 續係長 議案第19号、番号1についてご説明します。資料は3ページとなります。
- 申請人の住所氏名、申請物件等はお手元の資料にてご確認をお願いします。申請地は〇〇地区集落内にある小規模な農地です。
- 譲受人は現在、町内のアパートに居住されておりますが間取りが狭く、日当たりも悪いため住宅の新築を考えておられました。新築するにあたりインフラが整備されている場所で今後増える見込みの家族との生活や小中学校までの距離、および将来的に見込まれる両親の介護を考え実家に近いところ

に住宅用地を探していたところ計画地が最適と判断されました。給排水計画につきましては、給水は上水道、生活雑排水は下水道に接続し雨水は自然浸透および進入路接続の排水溝に流すとのことです。

申請地は農用地区域外で、農地の区分は申請地からおおむね 300m以内に役所があるため第三種農地に区分され許可可能な案件です。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、現地確認報告を橋本委員よりお願いします。

橋本委員 5月9日午前10時より、申請者代理人立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画などを確認しましたが許可要件を満たしていると思われしますので、審議方お願いします。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

濱田委員 申請地の周辺一帯には農振はかかってないのですか。

續係長 農振はかかっておりません。申請地付近は市街地なので、農地は所々ありますが、農用地区域外となります。

永田議長 ほかにはありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第19号、番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第20号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について上程します。

事務局より説明願います。

續係長 議案第20号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）についてご説明します。4ページをご覧ください。

今月の契約は1件で、公社の買入となります。

詳細はお手元の資料にてご確認ください。あっせんによる所有権移転となります。公社に所有権移転した後は〇〇様に所有権移転が行われる予定となっております。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第20号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定いたします。

つぎに、議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 2 項の規定による買入協議の要請について上程します。事務局より説明願います。

續係長 議案第 21 号についてご説明します。

農地の所在等は資をご覧ください。買入協議について概要を説明します。

農業公社をとおしたあっせん売買は売り渡した農地の金額にかかる譲渡所得税の特別控除を 800 万円まで受けることができる有利な制度です。しかし、売買の金額が 800 万円を超える場合は、その超えた金額に譲渡所得税がかかることになり譲渡人に負担が生じることとなります。

この買入協議に関しましては、その対象農地が集積・集約にはこの買入が必要だと農業委員会が判断しますと、町長に対して公社や申出者に通知をするよう要請することができます。今回の案件は 4 月のあっせん会議で協議を行いました但不調となりましたので、本総会でお諮りして買入協議の要請を行うものです。この手続きをふまえると、特別控除額が 1500 万円まで拡大されます。譲渡人にしましては、とても有利な制度ではないかと思えます。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

濱田委員 買入協議についての農業委員会としての方向性は推進していくような流れでいいのですかね。

續係長 はい。現在最適化業務の中で、集積・集約に取り組んでいる中で、認定農家等へ集積・集約につながる案件であれば前向きに決議いただきたいなと思っております。

本山推進委員 買入協議については改正点があったと思いますので、その説明をお願いします。

續係長 買入協議につきましては、令和 5 年度に内容の変更がっております。所有者 1 人に対して、買入協議の制度を利用できるのは 1 回のみとなりました。

永田議長 買入協議が 1 回のみなだけであって、800 万円まで控除が受けられる通常のは何回でも利用できるのですよね。

續係長 その通りです。

永田議長 ほかにありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 21 号について採決します。

要請することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田委員 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり要請することとします。

つぎに、議案第 22 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について上程します。

これは議事参与の制限に該当しますので、江崎委員は退席願います。事務局より説明願います。

(江崎委員、退席)

永田議長 それでは事務局より説明願います。

尾下職員 議案第 22 号についてご説明します。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

6 ページは相対契約で直接貸し借りの契約になります。7 ページは農地バンク利用の契約になります。

貸人、借人、農地の所在については資料をご覧ください。

今回の新規利用権設定は、26 筆で 64,058 m²です。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

永田議長 よろしいですか。5 番の貸手ですが亡くなられていると思いますが、そのままよろしいのでしょうか。

上田主事 契約の受付時点では、ご存命の時の受付になりますのでそのままでも問題はありません。

総会後に計画書の写しを送付しますが、それはご遺族の方へ通知することとなります。

永田議長 ほかにありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 22 号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

ここで委員の退席を解きます。

(江崎委員、着席)

永田議長 つぎに、議案第 23 号、農用地利用集積促進計画書（配分）について上程します。

事務局より説明願います。

尾下職員 議案第 23 号、農用地利用集積促進計画書（配分）についてご説明します。資料の 8 ページをご覧ください。

この案件は、農業公社をとおした農地バンク契約の案件で案件は 2 件です。

1 番、2 番は受け手の契約期間満了に伴い契約を更新するものです。3 番は受け手変更に伴う再配分になります。

借り手、農地の所在等については資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、これはバンク法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を聴取することとなっております。

何かご意見はありませんか。

(意見なし)

永田議長

何もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

つぎに、その他連絡事項です。事務局より説明願います。

坂梨事務局長

——<事務連絡等について説明>——

永田議長

委員の皆さまから何かありませんか。

それでは、閉会を行います。

園田副会長

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後 1 時 58 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長

⑩

委員

⑩

委員

⑩